

# 保 健 情 報

※対象はすべて町内在住者  
(住民登録者)です。

Health information

このコーナーの申込・問い合わせは 町保健センター／TEL 32-9025

## 母子健康手帳の交付 (場所：町保健センター)

日 時	母子健康手帳の交付に必要な持ち物
11月15日(金) 12月6日(金) いずれも 15:00~16:00 受付	①医療機関が発行した妊娠届出書(妊娠証明書) ②妊婦さんご本人のマイナンバーを確認できるもの(個人番号カードまたは通知カード) ③妊婦さんご本人の身元を確認できるもの(運転免許証またはパスポートなど)

※「妊婦健康診査受診票」、「出産後に赤ちゃんが受ける検査に必要な書類」なども交付します。  
※上記の日時で都合が悪い場合は、ご連絡ください。

## 乳幼児の健診・相談など (場所：町保健センター)

区分	行事名	実施日	受付時間	対 象	備 考	
健 診	乳 児 健 診	12月10日(火)	13:20~ 14:00	令和元年8月生まれ	・該当者には2週間前に 通知します。	
	10 か 月 児 健 診	12月17日(火)		平成31年2月生まれ		
	1 歳 6 か 月 児 健 診	12月3日(火)		平成30年5月生まれ		
	2 歳 児 歯 科 健 診 ◇フッ素塗布(1回目)診察あり	12月18日(水)	13:00~ 13:30	平成29年11月生まれ		
	◇フッ素塗布(2回目)	12月18日(水)	14:00~ 14:15	平成29年5月生まれ		・該当者への通知はありません。
	3 歳 児 健 診	11月26日(火)	13:20~ 14:00	平成28年10月生まれ		・該当者には2週間前に 通知します。
相 談	育 児 相 談	11月26日(火) 12月10日(火)	10:30~ 11:30	乳幼児の発達・発育に 不安や悩みをもつ人	【申込】不要 【持ち物】母子手帳	
教 室	離乳食学級 内容:講義と調理体験	12月13日(金) 実施場所: 町中央公民館調理室	実施時間 10:00~ 11:30	離乳期乳児を持つ保護者	【申込】12月6日(金) までに町保健センターへ 電話で	

## 成人の相談

行事名	実施日	場所	対象	備考
健康相談・ 体組成測定	12月2日(月) 10:00~11:30 受付	町保健 センター	一般住民	【申込】不要 ・心身の悩み、健診結果、食事などの相談 ・体組成測定(体重、体脂肪、筋肉量など)

## 不妊治療費の助成について(申請先：町保健センター)

医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部、また、一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成しています。必要書類は町保健センターにてお渡ししますので、お越しください。  
なお、特定不妊治療については、本年4月より1回につき10万円を限度として助成します。

区 分	特定不妊治療	一般不妊治療
対象となる 治療	体外受精・顕微授精 ※夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供 による治療や、代理母、借り腹は対象外	人工授精にかかる保険適用外の治療費(検査を含む)
対象者 右記の全てに 該当する人	(1)治療開始時において、夫婦であり、夫または妻 が申請日の1年以上前から町内に住所を有し、 かつ治療期間においても引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複 して申請をしていない。 (2)申請者及びその配偶者がいずれも町税を完納している。 (3)岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定 を受けている。	(1)治療開始時において、夫婦(事実婚も含む)であり、夫 または妻が申請日の1年以上前から、かつ治療期間に おいても町内に住所を有し、引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して 申請をしていない。 (2)夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である。 (3)医療保険各法の被保険者または被扶養者である。 (4)申請者及びその配偶者がいずれも町税を完納している。
助成内容 助成期間など	1回あたり10万円を限度に助成 (保険適用外の治療費から県の補助分を差し引いた 額について助成します)	・1年度の対象となる治療の2分の1以内(上限5万円) ※1年度とは3月から翌年2月 ・期間は助成を開始した月から継続する2年
申請期間	岐阜県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けて から1年以内	平成31年4月から令和2年3月まで (平成31年3月から令和2年2月までの診療分)